

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度 上尾市文化財保護審議会 第2回会議	
開 催 日 時	令和7年2月14日（金）14時00分～16時45分	
開 催 場 所	上尾市役所 7階 教育委員室	
議長(委員長・会長)氏名	遠山 正博	
出席者(委員)氏名	犬飼 大、井上 肇、岸 清俊、小島 孝夫、後藤 知美、杉山 正司、村田 章人	
欠席者(委員)氏名		
事務局(庶務担当)	加藤教育総務部長、池田教育総務部次長、白石生涯学習課長、小宮山副主幹、長谷尾主任、加瀬主任、齋藤主任	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	報告 1 令和6年度の主な文化財保護事業の進捗について 議事 1 令和7年度の主な文化財保護事業の計画について 2 「上尾の摘田・畑作用具」保存活用計画について 3 八枝神社文書 市文化財指定について 4 殿山古墳 現状変更申請について 5 その他	報告 1 今年度の事業報告について了承を得た。 議事 1 次年度の事業計画について了承を得た。 2-4 引き続き目的に向けて必要な調査・計画策定を実施する。 5 特になし。
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 1名
会 議 資 料	別紙のとおり	
議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和7年5月30日 議長(委員長・会長)の署名 <u>遠山正博</u>		

事務局	<会議資料 3 - 6 ページにより説明>
遠山委員長	事務局の説明内容について、質問等がありますか。
遠山委員長	私から何点かお伺いします。4(1)の補助金について「川の大じめ」と「堤崎のはやし連」から申請がなかったということですが、こちらは市からお知らせなどをしましたか。
事務局	はい。こちらから働きかけを行いました。活動の見込みがないということで申請はございませんでした。
遠山委員長	分かりました。それから、出前講座が原市中学校で 200 人という大人数の時がありましたが、こういった状況なのか事務局説明をお願いいたします。
事務局	原市中学校で実施した出前講座は、体育館に 2 学年の生徒全員を集め、原市地域の歴史などについて説明しました。
遠山委員長	ちなみに、尾山台の方の歴史の関係は今年度なかったですか。
事務局	はい。以前行っていた遺跡展につきましては、引き続き連絡取り合っていますが、コロナ禍以降開催を見送っております。
遠山委員長	そうですか。ちなみに先日尾山台の区長さんが亡くなったので体制が変わると思います。そこら辺ちょっと連絡を密にして、引き続きお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
犬飼委員	資料の公文書条例の関係ですが、こちらは旧役場文書も対象ですか。
事務局	対象になります。
犬飼委員	対象ということは、公開することもあるということですか。
事務局	可能性はあります。
犬飼委員	こちらに関してはすでに整理も終え、目録も出ているということで歴史的公文書となるわけですが、公開請求があれば公開していくということですね。個人情報保護条例ができてからは個人情報の取り扱いは厳しくなっているとは思いますが、公開すべきものについては公開していくということですね。
岸委員	先ほどの委員長の質問に関して、「川の大じめ」と「堤崎のはやし連」

	の活動がないのは今年度だけですか。
事務局	いいえ。「堤崎のはやし連」については上尾道路ができたことで、山車が今まで通り曳くことができなくなってしまったことや、担い手がいなくて活動がないと伺っております。 「川の大じめ」については使用する縄が手に入らないことや、後継者がいないことで縄を縛うことができなくなったと伺っております。
岸委員	それらの団体にも市として働きかけは行っていますか。
事務局	はい。一応交付金ですので、補助金とはまた別です。団体で使っていたければいいということで、少しでもまた引き続き行事ができるような予算は来年度もその団体を含めた形で反映させています。まだ予算成立はしてありませんが、こちらからの働きかけは継続したいと考えております。
遠山委員長	ただ祭ができないから、申請をこれから受けないということじゃなくて、継続的に申請は受けるという方向でいいですか。また引き続き教育委員会がサポートしていく方向でよろしいですか。
事務局	はい。
井上委員	はやしの映像は記録として残してあるはずですよ。ホームページ上でも公開されています。
事務局	堤崎のはやしについては、映像を記録として残しております。音源としてCDもありますので、担い手の方がそれを使って、また復活させるにあたっては、十分耐えうる記録が残っております。
井上委員	特にはやしの笛については楽譜で教わるものではないです。笛調であるから、調査報告書の中で細かく譜面に起こして、その調査報告書とCDを作った経緯があります。そういったものを使って復元なども可能ではないでしょうか。
後藤委員	復元ができない理由としてはやはり後継者がいないからでしょうか。もしくは高齢者が引退し、担い手がいなくて、そもそも後継者となる若い人がいないとか色々と理由は考えられますが、こういった理由によるものか把握されていますか。
事務局	この地区は今若い人が移住してきて住んでおります。祭り自体は子ども会が参加しての夏祭りみたいな形にはなっていますが、直接お囃子と結びつかないのかもしれませんが。

後藤委員	後継者が育つ地域が行っている取り組みに、若い人を取り込んで体験させるといふ例があると聞きます。担い手をうまく取り込んでいる事例を参考にしてみるのも一つの方法だと思います。記録が残っている点はいいと思います。後継者がいなくなり、記録も残っていないとなると復活はなかなか難しいものです。
遠山委員長	本町のはやし連は出張もやってくれると思います。
後藤委員	「川の大じめ」のほうが後継者を育てるのが難しそうです。
事務局	以前は公民館講座とかで呼びかけて作り方をやろうということも行いましたが、どうしても市街化区域なのでどんどん新しい人が入ってきますが、なかなか昔からいる方々との交流が少ないのかもしれません。他市町村などのよい事例を参考にしたいと思います。
遠山委員長	確か、柱も少し朽ちてきてますね。そこも確認してみてください。
井上委員	はやしは地区によっても微妙に違うところがあるし、地区内で伝承ができるようにするのが望ましいと思います。堤崎は確か川越にもはやしを教えているし、その地区と連携して伝承していくのをやったほうがいいのではないですか。
遠山委員長	井上委員からご指摘があった件、川越と連携をとっていただき、よろしく願いいたします。ほかに御意見、御質問がなければ、報告（１）「令和６年度の主な文化財保護事業の進捗について」は、以上で終わります。続いて議事に移ります。
遠山委員長	５ 議事 （１）令和７年度の主な文化財保護事業の計画について それでは（１）「令和７年度の主な文化財保護事業の計画について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<会議資料 7-10 ページにより説明> 小島委員、入室
遠山委員長	事務局の説明内容について、質問等がありますか。
杉山委員	調査保存事業の補助金の少林寺山門ですが、どのあたりを修繕するのでしょうか。
事務局	山門と柱の扉を留める金具が取れてしまって緩んでおり、扉が少し傾いていると伺っています。普段は開けっ放しなのでわかりづらいですが。

	飾り金具も傷んでいます。取れてしまった部分もありますので金具を新調し、交換する作業の補助を実施する予定です。
杉山委員	分かりました。それから、前回の会議の際に中性紙封筒を購入いただけるとお聞きしていますが、酸性紙封筒から中性紙封筒に入れ替えても箱は酸性紙ということはないですね。
事務局	箱も中性紙のもので保管します。
井上委員	山門について、取り替えたものについてはどうするのか。
事務局	取り替えたものの保存などは検討中でございます。
井上委員	取り替えたものについて保存は行ったほうが。市の文化財の修繕になるということは現状変更となるわけですし、記録や写真も撮って、次回以降の参考にもしてもらいたいです。 また、10 ページの計画は、これは実現可能ですか。枚数も多いですし、お金もかかることです。 予算もなかなかつかないだろうし、作業のスケジューリングもありますし、関係者で計画的に整理していくという方向性は必要です。劣化が激しいものから実施するなど。 ただ、事業としても地味なものであるし、こういう言い方はあれですけど、予算化するのには難しいかもしれない。その点も踏まえて戦略的に進めていただければありがたいと思います。
後藤委員	8 ページに記載されている内容について確認させてください。第 1 回の審議会の会議録を拝見し、この件については解決すべき課題が多いと指摘されていることを把握いたしました。大石南中学校への資料の移動は小学校に保管されている資料すべてを移動させることになりますか。それとも二か所に分けて収蔵するのでしょうか。
事務局	分けて収蔵します。
後藤委員	中学校ではどのような運用を考えていますか。
事務局	南中学校の南校舎を、こちらはまだ稼働中のことではございますので、同じように間仕切りし、学校管理を行う教育総務課で空調などの季節工事をした後に、設備を整えていきたいです。また県とも連携して環境調査をまずは済ませて、大丈夫であることは確認したいところであります。
後藤委員	まずはデータロガーなどを早期に設置し環境調査を行なって収蔵スペースと考えた際の施設の状況を把握されるのが望ましいと感じます。

岸委員	南村須田家文書について。順次中性紙封筒への入れ替えを実施することですが、これらはまだマイクロフィルムにも CD にも取り込みができていないですよね。お金がかかることではありますが入れ替えのタイミングでできないかなと思い要望として挙げさせていただきます。
遠山委員長	こういった指定文書類は、和紙ならともかく、洋紙を使っているところもあるし、酸性化してしまうと記録がなくなってしまう。中性紙封筒への入れ替えも必要ですので早急に進めてください。購入に必要な費用についても、教育総務部長もこの場にいらっしゃいますし、お願いしたいと思っております。
教育総務部長	予算の話してしまうと、なかなか皆様のご意見とを合わせていくという難しいところがありますが、担当も業務を実行するための予算を、毎年苦勞しながら財政部局と協議を実施しています。 財政部局の方も、やっぱり今回の面もそうですけど、計画性をちゃんと持って、何年にどういうものをどれだけやるかっていうそういう計画を出さないと、お金を簡単につけさせてもらえないです。ただやりたいからやるよっていうことじゃないので、今回こういった形で、中性紙封筒へ変えていくっていう計画もある程度示した中で、やれるところからつけたことがありますので今後も皆さんの要望に少しでも応えられる形で、財政の方と協議をしていきたいと思っております。
遠山委員長	ぜひとも、なくなってからですと取り返すつかないので、財政事情が許す限り計上いただいて、しっかりと保存していく方向でお願いしたいと思います。
犬飼委員	以前の審議会でもお話はしていますが、デジタルアーカイブについても進めていただけるとありがたいです。県内でも進めている自治体もあります。
井上委員	本当に緊急性があるものは、やっていかなければいけないので、悪いけど事務局はいろんなことをしなきゃいけない状態です。その辺のメリハリはちゃんとつけながら仕事をしなければならぬ。その時その時言われても事務局もそんなに人がいるわけじゃないし、お金と人との関係もあります。その辺のバランスを見ていかないと。どの文書が劣化激しいのか見て、優先順位をつけて進めるように。
岸委員	南村須田家文書も劣化があるだろうし、マイクロフィルムもないので進めていただければと思います。他の市指定文書は国の緊急雇用対策の時にほぼその作業は行っています。南村須田家は点数も多いので、その時には後回しにされてしまった経緯があります。

井上委員	中性紙封筒の入れ替えとマイクロフィルムの件は、ちょっと分けてやった方が良くないでしょうか。ついでに進めるものでもないです。公文書管理条例もできて総務課とも協力して公文書管理を行っていく中で文化財に関しては、我々が指定をしてその中で規定したものについては言わなければいけないだろうし。 別の課題として、話をしていかなければならないのかもしれないが、保存や入れ替えに関してもランク分けをして、基準を決めたほうが入れ替えの時、時間が短くできるかもしれない。時間があるなら、できなくもないが、このような状況の中でやるなら、実際やっていくことを考えていかないと、なかなか難しいと思います。 事務局に毎回こう宿題ばかりいっぱい出しているけれども、しっかりと仕分けをして記録するものは記録する、優先順位をしっかりと決めてやる、というのは前回からもお願いしている。同じことの繰り返しになってきますので、やっぱり計画性をしっかりと持ってどういう基準でいこうよ、というような一つのマニュアル作っていかないとこれいつになっても繰り返しですから、事務局さん大変でしょうけども、文書については、一旦失われたらもうできませんので、しっかりとですね、保存する方向で進めてください。
遠山委員長	しっかりと計画を練って進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	はい。
遠山委員長	ほかに御意見、御質問がなければ、議事（１）「令和７年度の主な文化財保護事業の計画について」は、以上で終わります。
遠山委員長	（２）「上尾の摘田・畑作用具」保存活用計画について 次に、議事（２）【「上尾の摘田・畑作用具」保存活用計画について】、事務局から説明をお願いします。
事務局	〈別紙①説明〉
遠山委員長	事務局の説明内容について、質問等がありますか。
小島委員	昨年末、京都で文化庁の担当者と話をする機会がありましたが、文化庁としては国指定後、上尾市からの相談などが何もないとのこと。その時に私も初めて確認しました。私が把握している範囲で説明はしましたが、文化庁としては一番困っているのは、指定をした後に、保存計画についての報告は何もないし、文化庁もその指導していないことです。 指定直後に当時の課長から適正規模の収蔵スペースの算出するように担当者に指示してもらっていると思います。リストも作ったわけですか

ら、リスト内の展開図を使ってこういうふう配置をするっていう作業をしなきゃいけないでしょう。新しく施設を作ることができる状況ではないので、適切な保管場所という話になりますが、国が定めたわけですから、重要有形民俗文化財として規定された資料を、どうやって安全に保管するか管理するかっていう計画を作らなきゃいけないですよ。

当時の課長の時代まではちゃんと認識されていて、平面図等を使って例えば 100 分の 1 のスケールで合わせて作成し、どの大ききで作るか、天井の高さはどうするかなど計画立てていくと、こんなに収蔵できる面積がないというのも把握できるはずですよ。そういった作業が進んでいると思ったので、「収蔵計画は出ていますか」と文化庁に聞いたたら、「何も出ていません」ということでした。こういう計画作っていただくのはいいですけども、もう 1 回何をすべきかということをしちゃんとやってくれないと、私は、市が勝手に何かいろんなこと行っているっていうことで、文化庁は評価してもらえないと思うので、どれだけの空間に効率よく安全に保管するかっていう、既存施設を改修するなり、新設の施設を作るとは別に、これだけの面積がないと、あるいは容積がないと安全に管理ができないっていう、それをまず算出しなきゃいけない。通常は指定を受けたとか、その直後に始めることではあります。

そのための展開図を作って、平面図がその利用できるような段取りもできているわけですから、それを文化庁に示し、材質別に分けた方がいいとか、指定を受けた資料についてこれだけの空間なり設備が必要という指導を受けるべきですが、実施していないということですね。

結局指定を受けた後保存処理は上尾市の予算でやりましたけれども、現状文化庁からしてみると、指定を受けたけれどもその後、国が指定した資料に対してどういう保存計画を作っているのかっていうのは、全く報告もされてないということです。

県の担当者も変わっていますし、指定を受けた資料ですので、もう 1 回きちんと計画を作り直さないと、これはこれで素案としてこの検討の資料になると思いますけども、指定した文化庁としては、こういった計画が妥当であるっていう判断はこの資料じゃできないと思います。

国もやっぱり指定した以上責任があるわけです。国庫補助 50% 出してくれるわけですから、こういう棚を作りますとか、当然予算化して、既存の施設の改修であれ、新設でも予算化すれば 50% 国の助成を受けられるわけですよ。文化庁としても指定はしたはいいいけど、上尾市から相談も報告もない状態が続いているということがこの文化財の一番の問題です。以上が先日の確認した内容でした。

短期・中期・長期の計画がありますけれども、最終的な到達目標が分かりませんし、検討委員会においても、短期・中期・長期という最終的には保存施設をきちんと管理させるっていう前提でした。この資料にある大石南中学校への移設作業っていうのは、これは仮の移設ですか。ゆくゆくは全部ここに行くのですか。

現状としては、溢れてしまっているものを適切な場所に保管すべきと

	いうことでしたので、環境を整えてそちらに移動させるというものです。完璧な完了形のところにいるわけではありません。 ゆくゆくは市としては、既存の施設を改修するような形で保存するっていう計画ですか。
生涯学習課長	既存の施設なり、新規が作成できるのであれば新築となりますが、現状としてはどちらも今、確定的にお話できる状態ではないです。
小島委員	この件は、すでに県を通して文化庁に話していますか。
生涯学習課長	県を通して文化庁に話しています。
小島委員	来週か何か県の方で視察に来るのはその件ですか。
生涯学習課長	今月末に県の担当者がいらっしゃるのですが、現在の収蔵状況を確認したいということで案内する予定です。
小島委員	移設作業をやるっていうことについて、今文科省は承知しているわけですね。同じ市内だけど、現状変更は必要ですね。
事務局	その際には、現状変更を行います。
小島委員	もう少し文化庁と密に連絡取っていただいて、やっぱり国から預かっている資料だという意識を市が持たないと、現状では防犯防火の面で、火災報知機を設置したところで大元の問題は何も変わっていないし解決していない。これについては議会か何かで相談したことはあるのですか。教育委員会内で収めてしまっているのか。
教育総務部長	こちらから議会に相談するっていう仕組みはないです。市としてこういった施設をどうやっていくか新しい施設を作るとか、既存の施設を活用していくかということに関しましては、市全体全庁的に公共施設マネジメントっていうのがございまして、教育委員会だけで『新しい施設を作りたいので予算つけてもらいますか』っていうものではございません。そういった意味で、今回まだ作業中というこの素案の中で、短期・中期・長期は、まだこれはただ言葉として示しております。その中で計画を作っていく中で、短期のところではどういうことをしていくべきなのか、中期の計画の中では、さらにその先に行ったときに何をすべきか、どういう保存していくのか、長期って言ったときには例えば現時点で言えば、長期の計画といえは新たな全部が収まる収蔵施設を作ることを検討するとか、そういう整理になってくると思います。今ここで出ているのはあくまでも、またその現状と課題を、整理したものであって、今後、この場で計画を作るのではなくて、こういった形で作業を進めていくって今日

	はそのご説明ですね。 あくまでも計画を作るのは条例で設置している検討委員会の方で、計画を作っていくその途中途中で皆様のご意見を聞きながら行ったり来たりをして、計画を最終的に作るのですが、その中で、その施設をどうしていくかっていうのは、例えば今回の大石南中学校に一部移設するっていうのは、短期的なものとして、今、廊下にあふれている環境的に大石南小学校でギュウギュウになっているものを、適切に、今この時点でできる保存の仕方として、一部を大石南中学校に環境を整えて移してそこでしっかり保存していきましょう、その次に、短期的にやるとしたときには、別れているものがあれば一つの場所に集約したらいいよね。そのためには何をどういうふうを考えなきゃいけないのか、例えばですけども、これから学校施設更新っていうところの計画をやっていく中で、学校が例えばどこか統廃合するようなどころがあれば、中期的には一時的にその空いた学校全体校舎を使って、南小と南中で分かれているものを1ヶ所に集める。そこで、既存の公共施設を使った保存をしていきましょう。さらに、先ほど申し上げたように、長期って言ったときに、新しく文化財保護施設として新たに作るのかどうかっていうことも、長期的には検討していく必要があるというようなイメージで、この短期・中期・長期っていうことを今回この言葉は、ここに入れさせてその中は、計画作るときにはもう少し整理して、何をしていくべきかどういうことをするべきかということは、これからの検討委員会の中で協議していただくっていう予定となっています。
小島委員	大石南小学校が悪いわけではなく、防犯防火の問題です。地域の事情っていうことも十分承知していますが、国の指定資料はそこで保管管理する上で、給食室と学童が何とかならないのかっていうのが一番単純な問題になります。市民の皆さんの理解を得るっていう手続きを踏んでいけば、場合によっては、何か知恵を出せば、防犯と効果の問題は解決できる可能性もあるはずです。そういう努力をされたのですか。議会等でお諮りされたことや、相談したことがあるのですかという質問です。
教育総務部長	間仕切りを使うだとか、警報器を設置する、これは当然予算に伴うものですからそういった意味では、適切保管のための手法として予算化したい、それについて議会が予算を認める、というのは議会の方に相談確認をしているものになります。当然議会が、反対したものは否決されますし、それが予算として議会の方で議決されれば、そのやり方で今、短期的な考え方として、それを予算として認めましょうっていうことでのやりとりになっています。
小島委員	大石南小の現状を、改変するっていうのは教育委員会の中だけの話で、外には出ていないのですか。市全体で考えるってことはしてないのですか。給食室をやめる、給食をやめるとか、何か方法を考えるとかですね。

生涯学習課長	文化財の保管のために給食をやめることは検討しておりません。学校の給食でありますので。 防犯の部分については、侵入できてしまうという危険性があるので、廊下に防犯、仕切りの壁を作って鍵をかけるという方向は現状進めているところです。また各部屋のもちろん施錠してありますけれども、中に機械警備も設置しています。防犯上の対応を考えたいという動きです。
小島委員	ただ、防犯と防火の問題をどう解決するかっていうのは、もっと市全体で知恵を出せないのか。また、大石南小学校2階については仮置き場という認識は持っているのでしょうか。教育委員会の中で共有されているのでしょうか。
生涯学習課長	以前にもお話ししましたが、現状としてそこで指定されている状態ではありますがそこが最終的な完璧な保管場所というふうには考えてはおりません。ですので、保存活用計画というものも、今後作成していくというのは、そういったことも踏まえてのことです。今後保存設備の整った保存の場所を検討していくのだというのも、もちろん計画の中に入れていくわけです。そういったことから考えますと、やはりそこが最終的な保管場所と考えているということではないです。
小島委員	指定を受けたときの指定書は、どこにその資料があるかって意味ではその場所は明記されているわけですけども、それでもう文字通り受け止めるためには、施設をどうにかなしなきゃいけないということになりますね。平方のプレハブから移して、苦労して運んで分類整理をして、指定の流れを作ったわけですけど、あくまで近いところに作業場所として持ってきたと私は理解していますので、仮置き場だということは素案にも明記されていますので、どのような到達目標を考えていくか、検討を続けていく中で、教育委員会の中で議論していただければと思います。
遠山委員長	小島委員からご指摘がありました。防火と防犯の問題については、警報装置設置などでクリアしつつありますが、給食室があることで防火には心配事項がある、移動する問題については、文化庁の許可を得て行ってください。
小島委員	このままの現状が続くようであれば、日本で初めての事例ですが、地方都市の現状を示すうえでも、こんな無責任な状態で放置しておく状態が続くのであれば指定受けてから年数は経ちますが、返上して、市ができる範囲での管理をします、という考えもできるのではないですか。全国で事例はありませんが。
遠山委員長	火災で焼失してしまったというときは、指定解除はあり得ますが、現存するもので指定解除ということは、私は聞いたことはありません。

後藤委員	今ご説明いただいた通り、来年度から立ち上がる検討委員会で具体的な検討が始まると認識していますが、以前答申を受けたものを踏まえて、今作るものは令和20年度を見据えたものを来年度から作成するということですか。
生涯学習課長	どの辺を見越したかというのはちょっと難しいところではありますが、一応最終的にはその専用の施設を確保するっていうところが最終目標であります。状況に応じて見直しはしていきます。
後藤委員	具体的な検討は検討委員会で実施すると思うのですが、ここまで委員の先生方のお話をうかがい考えたことがあります。計画の内容を検討する際には、具体的なあるべき姿を検討することでその後の議論が展開しやすいと感じました。保存や収蔵環境に関しては、これまで長年議論されている話題であることに加え、ただいま教育総務部長からも市の動きについて詳しく教えていただきました。課題や要点は十分に共有されているものと思います。 一方、気になったのは活用に関してです。このコレクションがどのように市民の方に親しまれて、どのような場所や機会で活用されて、最終的に市全体にどのような影響を与えることができれば理想的な形である、というイメージを事務局はすでにお持ちだと思います。 そこで計画立案の際に、その理想的な形に到達するためのステップを2、3段階に分けて、それぞれのステップで具体的に作業目標を設定するために議論を重ねていけば、現実と捉えたうえで議論をさらに深めていくことができると思います。単に計画を完成させるために文章を書く作業に留まらないよう進められたらいいのではないかなと思います。
遠山委員長	課題は多いものではあります。特に、検討委員会のメンバーは前回とは変わりますね。
生涯学習課長	まだご相談しているところです。
遠山委員長	ただ、継続してある程度いかないと流れが分からないので議論しやすくするためにも、課題も多いですのでよろしくお願いします。やっぱりそれなりのことをしていけないといけませんので、プロ意識をしっかり持って仕事してもらわないといけないと思います。
井上委員	はっきり言って3年間止まっていたけど、ようやく動き出した。計画としてはまだまだですが。部長をはじめ、スタッフに至るまでこの3年で変わりました。人が替わると、きちんと動いてくれるというのを実感しました。ですので、この方向で動かしていただいてもらいたいです。計画については短期・中期・長期っていう形で、本当に具体的にやっぱりイメージをしていけないとできないので、まずそれは作っていけないと文

	化庁へ相談にも行けないのです。はっきり言って、これじゃまだ絵に描いた餅ですよ。具体的でないから、収蔵品が本当に収まるのかって話です。 今までの話を聞いても、短期というのは本当に暫定的です。計画策定についてはより具体的に行う必要があります。イメージも共有していかなくてはなりません。 また、我々文化財保護審議会委員も関心を持っていかないと思います。ある意味、我々委員も3年間動いていなかった。反省をしなければならんと思います。昔は、博物館作ってくださいよ、保存施設が必要ですよと延々と言ってきました。歴史を紐解けばそれこそ、20年30年やっているわけですよ。でも、この3年間は何も言っていない。我々もそれは責任ですよ、それはちゃんと継続して博物館を作ってください資料館を作ってください、と言うように、委員会として言っていかなきゃいけないし、そして、言いつ放しは駄目ですよ。決議書にまずまとめて、勧告書に持っていきなりなんなりしていくっていう、この委員会自体が動いていかないと、事務局も動けないですから。委員会できっちり今まで行っていますが、国指定の文化財ができたならおさら博物館を作る必要があります。具体的に出しましょう。 計画を策定する中で、審議会としても新しい文化財について指定しっぱなしで保存のことを考えず指定は無責任です。八枝神社にしても、もう一度やってくれとなったのは散逸して分からなくなった経緯があって、保存をするのであればちゃんと指定しなくてはいけないじゃないかとなって、指定した後の文化財をどういうふうに保存保管していくことに対しても、我々はちゃんと明確に声を上げなきゃいけないだろうと思うのです。ですからそのことを、事務局で動いていただくのは当然ですけど、これは極端に言うとも市民に向かっても文化財保護委員会がきっちり声を上げていく必要があるのだと思います。基本的に今までやってたことをやるのだから突飛な話でもないはずですよ。
遠山委員長	市では30年ぐらい前から、博物館策定委員会や美術館策定委員会が博物館や美術館を作ってくださいよう答申をしても、実行されたものはありません。予算事情ということを踏まえてしまうと、もう我々何も言えないですから、それを出していくためには、皆さん方のご意見をしっかりと発信をしていかなければ、進まないと思うのですね。大きな声を上げて、今日あったことを、市長部局なり、しっかりと予算措置を講じる方向で我々も、要望書というものを踏まえて検討していくということで、進めていきたいと思います。
井上委員	直近で指定に向けてですと八枝神社文書がありますが、指定の際には保存についても答申につける必要があると思います。これは価値がありますと言うだけではなく、保存についてはこうすることが望ましいというところまで書けるわけです。個々の事例でも指定し、保存し、活用につ

	いて、常にきっちり見て、我々もちちゃんと明確に成文化してお返しをするということが必要そうですね。
遠山委員長	答申しても実にならないことは何度も経験していることですが、委員会として提出はしましょう。あとはそれを行政側がどう受け止めるか。
井上委員	お互いが知恵を出して行うものであるとも思います。
遠山委員長	とにかく資料は作りましょう。
井上委員	ようやく事務局のラインが変わって動き出した。とはいえ、異動もあるし、今回の任期の中で少なくともこの計画もきっちりまとめていって、だから我々もそういうことを我々の意見をどういう形にするかは別にしてもちゃんと成文化をして書いて残していく。そうしないと我々がこの歴史の中で消えていきます。
遠山委員長	部長さん、今度市長と、議長を我々の委員会の模様をしっかりと聞いて受け止めてもらいましょうか、それを要請します。30年間答申してきてできたってこともないのです。我々の思いというのをしっかりと伝えて、できる範囲の中で進めてもらいたいです。
小島委員	結局今文化庁っていうのはその観光立国っていう前提で、官邸からどんどん指定を進めるという話があります。ただ、調査団の人たちにしてみれば、上尾市のこういう現状を、むしろ指定しない方が良かったのかなっていう反省材料になっているのです。地方のことがきちんと見極めができてない状態で、指定をしてしまったって調査官の皆さんにとってもこの事例っていうのは文化庁の調査官の人たちにとっても大きな一つの宿題です。 やっぱり今、国の政策含めて、そういう形で文化財の指定っていうのが観光立国って大きな目標の中で動いていますので、国もそういう方針を変えていくわけにいかないし、文化庁も同じです。 指定したままという話がありましたが、文化庁自体が反省すべき点でもあるので、市がこの問題を解決していくかっていうのが文化庁にとっても一つの試金石になるケースだと思うのです。 あともう一つ関連して、私もいろんな自治体のこういった文化財だとか、その文化財保存活用地域計画だとかいろんな会議に出ますが、自治体によっては、教育長さんずっと最後まで参加しますが、ここの教育長は最後まで参加されたことがありません。教育長さんが責任取るべき問題がこれだけあるということが、教育長さん自身がちゃんと自覚できてないのだろーと思います。そういう自覚を持っている自治体の教育長さんは、夜から始まるような会議でも最後まで一緒に出席してくれますし、市長さんだとかっていうより、まず教育長さんの姿勢だと思います。人

	事じゃなくて自分の首がかかっているぐらいにこの問題考えていただかないと文化財行政っていうのは打開できないと思います。
村田委員	資料①-2 のところで保存活用スケジュールが示されていますが、文化財保護審議会や検討委員会の役割はどういったものになりますか。
教育総務部長	検討委員会の事務としては、条例の中では計画作成することや保存活用について検討委員会で所掌しています。令和5年7月に答申したものが資料としてありますが、『計画策定については文化財保護審議会の意見を聞くこと』とあります。先ほどもご説明いたしましたが、条例上、計画作成については検討委員会で進めます。ただ、検討委員会で作る際には必ず文化財保護審議会委員のご意見を聞きながら計画を作っていくというのが答申の中で出ているものなので、答申に基づいて検討委員会の前に、ざっくりのざっくりの案として今回出させてもらって、何かまたご意見があれば事務局までお寄せいただき、それらも踏まえて検討委員会の案として出していこうと思います。
村田委員	8ページの文化財の価値についてですが、この文化財はどのような価値があるのかっていうことを、この計画を作る側が表現をする、こういう価値がある文化財だから、こういうふうに活用していくということを示すのが良いと思います。おそらく指定のときにこういう価値があるので指定されました、というだけの表示になっていると思うので、できれば市として摘田というのはこういう価値がある、だからこうだというスタンスで書かれたほうが良いと思いました。
遠山委員長	ありがとうございます。この計画は素案の素案ですね。
生涯学習課長	作業中のものになります。途中経過ではございますが。
遠山委員長	これは素案、たたき台になりますから、ご意見を頂戴してしっかりとしたものを作っていく方針でよろしいですか。
井上委員	確認ですが、検討委員会には委員長は入っていないのですか。
遠山委員長	入っていません。文化財保護審議会からは小島委員が入っています。
井上委員	小島委員と委員長の2名入っているものだと思っていました。
遠山委員長 井上委員	同じ審議会から2名以上出席するケースはないですね。 愚痴に近いものになるが、本来であれば令和5年度に今作っている計画なんかはできていなければいけなかったはずです。私はてっきりこの検討委員会でできているものだと思っていました。はっきり言ってその時

	事務局は動いていませんでした。検討委員会は何回実施したのですか。2年間で3、4回ぐらいしかやっていないでしょう。普通は計画のところまで事務局が作って答申ですよ。それが表書きだけの答申になって現在に至っています。これについては、過去の人を悪者にしていいいですよ。実際動いていませんでしたし。これからは動いていくしかないですよ。 そして、我々委員も何回無視されようが言うていくことは言うていかないと。我々も専門委員会ですので、上尾の現状を踏まえてきっちり発言をし、この発言なんかは議事録を作成するとは思いますが、それとは別に文章化して作っていくということを行いませんか。市は保存ということをやってきていないです。これについては課題を持ち続けているのだからちゃんと書いていきましょう。
遠山委員長	はい。ところで博物館策定委員会と美術館策定委員会が過去ありましたけどもそれは生きていますか。
教育総務部長	ないです。今井上委員さんがおっしゃっていただいた文化財保護審議会として要望書を、例えば「博物館なり収蔵庫なり文化財を保存する施設として作るべき」と出すことは一つのやり方としてすごく意味があるものと思うのです。というのも、これから長期計画を長期的な範囲として見ていくときに、事務局が計画を作っていく際にも文化財保護審議会からこういった施設の要望が出ている、なのでそういった専門の文化財保存施設を市として作っていくことも検討する必要があるということを審議会として皆様からそういう要望があったという事実があれば、長期の計画の中に入れやすくなるのです。
遠山委員長	博物館策定委員会や美術館策定委員会で答申したことはすでに過去のものとなっているのですか。
教育総務部長	私も過去のその委員会のことはちょっと勉強不足で申し訳ないです。ちょっとお調べさせていただきますけれども、ただ現時点で国の指定を受けた後として新たな動きがあり、その頃とは多分変わっていると思います。文化財の考え方として、国の重要文化財になったのだから、それと市の指定も含めて、市としてその専門の収蔵施設を作っていくべきというものを、このタイミングで、文化財保護審議会から市や教育委員会に対して要望書を出すのも一つの方法ではないかなと思います。
遠山委員長	そうすると、過去は置いておいて、新たに国の指定となったことを踏まえて要望書を出す方向でよろしいですか。
教育総務部長	ただ要望書が出たからといってすぐに動けるものでもありませんが、事務局がこれからの計画を作っていく中で、当然計画って作っても、また長期の計画作れば、あるタイミングでもう1回見直しをしていかなければ

	ればいけないです。そういった中で先ほど言った市の公共施設マネジメントっていう会議の場でも、我々としてもそういう施設が必要だということ要望書があると出しやすくなります。ただ事務局や担当者が作りたいと言っても、市全庁的な会議の中でも、その基となるものが何かあるのかと問われますので、そういったところで皆様の審議会の中で要望書が出たっていうことは一つ、我々の出す材料というのは大変失礼ですけれども、出しやすくなってくるものの一つではあります。
遠山委員長	我々も、出す方向でいしましょうか。
井上委員	それは出しましょう。要望書にするか、答申書にするかは別にしてもまずは我々の意思をまとめて伝えることは必要です。指定になって3年間やっていないですから。それはおかしいということを私は言いたいです。
遠山委員長	ご意見ありがとうございます。これについては素案の素案ですからしっかりしたものを入れて、また案を出していただいて検討していきたいと思います。そして井上委員からあったように我々から、答申書、要望書というような形で出せるのであれば出していくという方向で進めたいと思いますので、ご協力よろしく願いをいたします。 ほかに御意見、御質問がなければ、議事（2）【「上尾の摘田・畑作用具」保存活用計画について】は、以上で終わります。
遠山委員長	(3)八枝神社文書 市文化財指定について 次に、議事（3）【八枝神社文書 市文化財指定について】、事務局から説明をお願いします。
事務局	〈別紙②説明〉
遠山委員長	岸委員から補足事項がありましたら、説明をお願いします。
岸委員	八枝神社文書について指定対象とするのはどろいんきょの祭りが復活した昭和 50 年を一つの区切りと考え、昭和 51 年以降および明らかに神社との直接的な関連性が認められない文書類を除くもので事務局の方で点数は出しました、単純に昭和 50 年で区切ったものですので、今後さらに年代が書いてないものが結構ありますんで、そのところについては、今後、詳細に見ていく必要があるだろうと思います。点数は変わる可能性があります、とりあえずの数字です。
遠山委員長	説明内容について、質問等がありますか。
杉山委員	福田家関係の訴訟関係の文書も指定にするのですか。相手があることなので、このまま指定していいのだろうか？と思います。それと指定し

	て、その後の保存、それをどうするかということをやっぱりしっかり考えておかないと、また同じことになってしまいます。
岸委員	個人名が出てきたものもあるので確かに悩むところではあります。訴訟関係は、明治初めの段階で頭を悩ましてるところです。
井上委員	指定名称と指定理由がちゃんと明確になっていないと、これを入れるか入れないかというところにはならないかもしれないです。変な話、この部分は非公開してもいいとは思いますが。その場合は処理をきっちりやっていたらいいです。 くどいようですが、指定名称と指定理由をきちんとしていただきたいところです。今回の資料でお獅子様・平心講・福田家・神社が地域にもたらした影響というものを挙げていますが、これらの理由を一つの指定にするのか、私にはわかりませんが、この文書はこの理由というのは明らかにしなければならないです。その整理をするということの必要性が一番。指定名称と理由そして、そのあとは指定書ですね。所有者は福田家であるけど、年代を昭和 50 年に区切るのは極めて便宜的だよね。どこで切ろうが理由があればいいですが。 事務局の方もやっぱりそこはやっぱりちゃんと整理をして、答申に近い形の前も言ったけど、調査報告書ではもう少しきっちり書き込んだものを作り、そこから抜粋する形で答申書を作ることが当然必要だし、整理はする必要がありますよね。やっぱり現物を我々も見ずに、意識もできませんから、それはちゃんとそのときにちゃんと現物を用意して、こうですよっていうことをしないといけないから、作業的にもね、結構時間かかりますよっていうことを頭に入れていただかないと、これもね、毎回同じことを同じ繰り返してもしようがないから。
遠山委員長	しっかりと意見を頂戴して、どこからどこまでを指定するのか、それをしっかりしないと、進めようがないかな。
後藤委員	感じているところはこれまでご発言いただいた先生方と一緒にのかなと思います。1 枚目資料内の「神社が地域にもたらした影響」が 2 枚目の説明に十分に反映されていないようです。現状案の説明ですと、本資料群は「お獅子様および平心講関連文書」としての価値が中心のように感じられ、「八枝神社文書」としての指定を行う理由づけが弱いように感じます。 事務局としては八枝神社が地域を超えて歴史のなかで重要な役割を果たしたという認識だと思いますので、今回のようなまとめ方でも違和感はないと思いますが、一般の方や外部の方にとってはその点が読み取りにくい文章になっていると感じました。 先ほど、委員長からも指摘があったように、現在の指定理由では神社の行事関連の文書と福田家の文書を分けて扱うことも可能であるように

	読めてしまいます。一括で指定をしたいのであれば、地域の歴史において八枝神社がどういう存在なのかという点を明確に書いていただいたほうがまとめやすいのかなと感じました。
井上委員	これはチェックしていただきたいのですが、散逸した文書があります。これは上尾の市史で扱っているのですから、どうなっているかチェックをしてちゃんとあるのか確認が必要です。市史の資料編などで扱っているものは、少なくとも出てきているわけだから、それこそそのものがその後どうなっているかっていうのは、ちゃんと整理がしておかないと思います。
遠山委員長	特に宮司も代替わりしていますし。
井上委員	やはり市史に掲載があるものについては、ものがあることで内容の根拠になりますからその整理は必要と思います。
遠山委員長	ご意見ありがとうございます。
村田委員	一つすいません。間違っていたら申し訳ないのですが、前回八枝神社文書の所有者については八枝神社が所有していると伺っていたのですが如何でしょうか。
事務局	申し訳ございません。確かにおっしゃる通り神社の持ち物という発言はしてしまったのですが、改めて確認したところ、福田家のものとなります。家が所有している神社でありますので。
遠山委員長	文書を管理しているのは福田家のみですね。
村田委員	文書群として一括で福田家が所有している、ということですか。
岸委員	そこは確認が必要と思います。八枝神社と同時に、近くの橘神社でも宮司を務められています。その関連は詰めていく必要があります。文書群として分けて目録には記載していますが。
井上委員	氏子総代や福田宮司と話をつけとかないとおかしくなることもあると思います。
岸委員	宮司がとりまとめて書類は集まっています。
井上委員	これはうちのものだよって一筆書いてもらいたい話です。
杉山委員	総代会で宮司が話してもらえればと思いますね。

村田委員	仮に所有者が分かれた場合は、指定は所有者ごと別々にする必要がありますね。
遠山委員長	これもまた一つ宿題ですね。
岸委員	2枚目の資料ですが、今までの文書の説明なので、もちろんもっと詳しい形で作成は必要とは思いますが。それについては既に報告書はありますが。さらにもう少し詳しい資料として、この会にやっぱり出していく必要があるなど改めて感じたので、次回にはそれは出せるように進めて参りたい。
井上委員	それらについてはあくまで事務局が進めていくものとは思いますが。
小島委員	資料の詳細を知らなくて勝手な感想を申し上げますが、年代で区切れることは理解できます。どろいんきょが復活したということがきちんとした説明になります。高度経済成長が地域社会にどう影響し、高度経済成長期が収束したとか社会的背景を利用したほうがいいのかもしれませんが。どろいんきょが復活したというのがどう関係するかというのを調書に書いてしまうと説明が難しくなると思います。
井上委員	それこそ、指定種別は何にするかにもかかわってきますよね。民俗資料としてとらえることはできそうですが、その辺の整理をとにかくしなきゃしょうがないですね。
遠山委員長	それもまた宿題です。
岸委員	獅子と平心講は完全に別ではなくて、あくまでも平心講で何かあったときには獅子がいますよということですね。そういったところでつながっているのです。
遠山委員長	難しいところですね。福田家の文書が入ってしまうと難しい部分もありますが、どういうふうにしていくかということも含めて少し検討して、次に進めたいと思います。 ほかに御意見、御質問がなければ、議事（3）【八枝神社文書 市文化財指定について】は、以上で終わります。
遠山委員長	（4）殿山古墳 現状変更申請について 次に、議事（4）「殿山古墳 現状変更申請について」、事務局から説明をお願いします。 <別紙③により説明> 事務局の説明内容について、質問等がありますか。

遠山委員長	申請は所有者からですか。
村田委員 事務局	はい。階段を撤去処分して階段を新設するとのことですが、設置場所は同じ場所です。なお、来場者用としての利用ではなく、所有者の方の思いとして古墳の中に稲荷様がいて、その神様の通り道として整備したいとのこと。
村田委員	こういう設計に基づいてこういう工事をしますという、仕様をかいたものはあるのでしょうか。材質などは確認したほうが良いと思います。施工後に文化財に適していないものを使われても困りますし。それらが分かる資料があると判断できます。 また、案内板は撤去しますが、新たに作成はしますか。
事務局	作成はしません。この看板は昔県で「ふるさと歩道の事業」というものがあり木の看板を作成していました。今、こちら側の入り口は牧場の管理なので全く見えない状況ですし、一般人がこちらの牧場の敷地に入るとは想定しておりません。市の都市整備部に移管されてみどり公園課が管理していますが、みどり公園課としては、こちらは壊してもらって構わないという認識です。
村田委員	市の部署が看板を管理しているが、所有者が看板を撤去したいと申請しているというのは、確認が必要ではないか。費用の面などもだれが負担するのかなど、管理している部署との調整も必要になると思います。 都市整備部と調整します。
教育総務部長 村田委員	事務局がおっしゃっているように、市の管理のものであれば、個人でそれを撤去するという申請は、そのまま処理することはむずかしいのではないのでしょうか。
後藤委員	工事内容が具体的にわかる資料を所有者の方とご相談の上、添付いただき、先ほどご指摘あった問題点や懸念事項も整理して調整いただくのがよろしいのではないのでしょうか。
事務局	申請者は、まずは根が傷んでいる木を切り、最終的には山留ってということまで考えているようです。昨日みたいな強風によって木が倒れることを心配しており、隣地の牧場に迷惑をかけたくない思いがあり、この書類を出してこられています。
遠山委員長	切迫しておりますし、早急に進めるということでよろしいですか。 この申請書が上がってきて、我々としても行政処分の形にもなるので、そう簡単には許可を下ろして条件付きで、これが今回よろしいですかっ

教育総務部次長	て形もなかなかできないと思うので、ちゃんと書類を揃えさせていただいたうえで、書面で皆さんに送らせていただきたいと思います。それを確認した上で、書面の形でご了解いただき、許可っていう形を取りたいと思います。
井上委員	ここだけじゃなくて、古墳の木々は切迫しているものはいっぱいあります。木の所有関係などもどこが持っているのか、木の伐採にしても補助金などを利用しないのかと思うところは多いです。 枝葉の伐採については教育委員会と所有者で協定を結んでいるのだから実施しているはずです。予算も 20 万円ほどつけています。 看板についても、誰が所有しているのか、階段の撤去についても、単純に撤去すると古墳のマウンドをいじることになるので、それらいい方法で撤去するのか、撤去するにも現状変更になるし。どういう方法で撤去するかもちゃんとやってないと、うんと言えないし、そのためにも添付資料の図面が必要です。きちんとやっておかないとダメなところですよ。
教育総務部長	伐採に関して、危険なものがあるのでお手数になるけれども、2 回に分けてやるっていう形でも了承いただけるかっていうことも踏まえて、ただその図面だとか、工法とかっていうのがすぐ用意できるものであれば、一度にと言うことで皆様にお示しをしたいと思いますけれども、そこは所有者の方との話し合いをした中で説明し、書類とか図面とかすぐに出せないよとなれば、一旦この伐採だけの変更でお預かりさせていただいて、それを承認した上で伐採するっていう、2 段階にやらせていただくっていうことを説明した上で、皆様にまたお知らせしたいと思いますので、そういう形でご了承いただければと思います。
井上委員	これと併せて、保存管理計画も所有者と調整し進めてもらいたいです。
遠山委員長	ほかに御意見、御質問がなければ、議事（４）「殿山古墳 現状変更申請について」は、以上で終わります。 （２）その他 最後に「その他」について、事務局からお願いします。
遠山委員長	特にございません。
事務局	以上で本日の議事は全て終了しました。これにて議長の役を降りさせていただきます。御協力ありがとうございました。
遠山委員長	遠山委員長には長時間にわたり議長を務めていただき、ありがとうございます。また、委員の皆様には、慎重なる御審議をいただき、ありが

生涯学習課長	とうございました。
生涯学習課長	6 閉会 「閉会」にあたりまして、委員長職務代理者の岸委員に閉会のことばをいただきたいと存じます。 <閉会のことば>
岸委員	ありがとうございました。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。
生涯学習課長	以上で令和6年度上尾市文化財保護審議会第2回会議を閉会といたします。